

商工会との懇談会

～久米島・読谷・恩納・八重瀬・伊良部～



【総務部】

総務部公正取引室では、県内各地の商工会議所・商工会と当室室長との懇談を通じて競争政策の理解を深めるため、「有識者との懇談会」を開催しています。

29年度は、久米島町(6月28日)、読谷村(8月23日)、恩納村(9月8日)、八重瀬町(9月13日)、宮古島市伊良部(11月7日)の5カ所で開催しましたので、その様子をご紹介します。

総務部公正取引室では、「自由経済社会における公正かつ自由な競争を促進する」という目的を達成するため、日々、独占禁止法、下請法、景品表示法(※)、入札談合等関与行為防止法、消費税転嫁対策特別措置法といった所管法律を厳格に運用しています。

また、違反行為を未然に防止するため、所管法律の普及・啓発、相談対応にも力を入れています。

その一環として、平成4年度から毎年、県内各地の商工会議所や商工会を回り、「有識者との懇談会」を開催しています。

読谷村商工会(8月23日)



久米島商工会(6月28日)



八重瀬町商工会(9月13日)



恩納村商工会(9月8日)

懇談会の様子

始めに、福田室長から、公正取引委員会の活動のほか、次の内容について説明しました。

- ・ 独禁法で定める禁止行為
- ・ 過去の違反事例(パソコン部品メーカーによる私的独占、旅行業者によるカルテルなど)
- ・ 沖縄県内の過去の違反事例(観光土産品の過大包装など)

意見交換の様子

続いて、商工会役員の方々と地域の役場担当課長などと意見を交換しました。

- ・ 各地域における経済社会の実情
- ・ 所管法律に関する幅広い意見
- ・ 公正取引委員会への意見・要望

福田室長(in恩納村)



懇談会で寄せられた主な質問

- ・ 事業者の団体であれば、価格などを取り決めてもよいのか。(事業者団体が、団体の意思決定によって価格などを決めることは

公正取引委員会が運用する法律

- | | | |
|-------|---------------|---------------|
| 昭和22年 | ①独占禁止法 | ☞公正取引委員会設置 |
| 昭和31年 | ②下請法 | |
| 昭和37年 | ③景品表示法 | ☞平成21年消費者庁へ移管 |
| 平成14年 | ④入札談合等関与行為防止法 | |
| 平成25年 | ⑤消費税転嫁対策特別措置法 | |

※景品表示法は、平成21年に消費者庁へ移管しましたが、公正取引室では情報提供や調査、相談を受け付けています。

総務部公正取引室 ☎098-866-0049

伊良部商工会(11月7日)



福田室長と大浦伊良部商工会会長

独禁法で禁止されています。)

- ・ 商品の購入者全員に景品をプレゼントする場合、景品の最高額は幾らか。(商品の値段が千円未満であれば景品は200円となり、千円以上であれば商品の値段の2%の価格となります。)